

# 令和7年4月から、安城市発注の工事等で、電子保証 (前払金及び中間前払金)が利用できます。

## 【概要】

東日本建設業保証株式会社が発行する前払金保証及び中間前払金保証について、従来の紙の保証証書に加え、インターネット保証サービス「D-Sure」を介した電子保証を利用するすることができます。詳しくは、保証事業会社のホームページをご覧ください。

東日本建設業保証株式会社 HP : <https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>

なお、本制度は令和7年4月1日以降に契約を締結する案件から適用します。

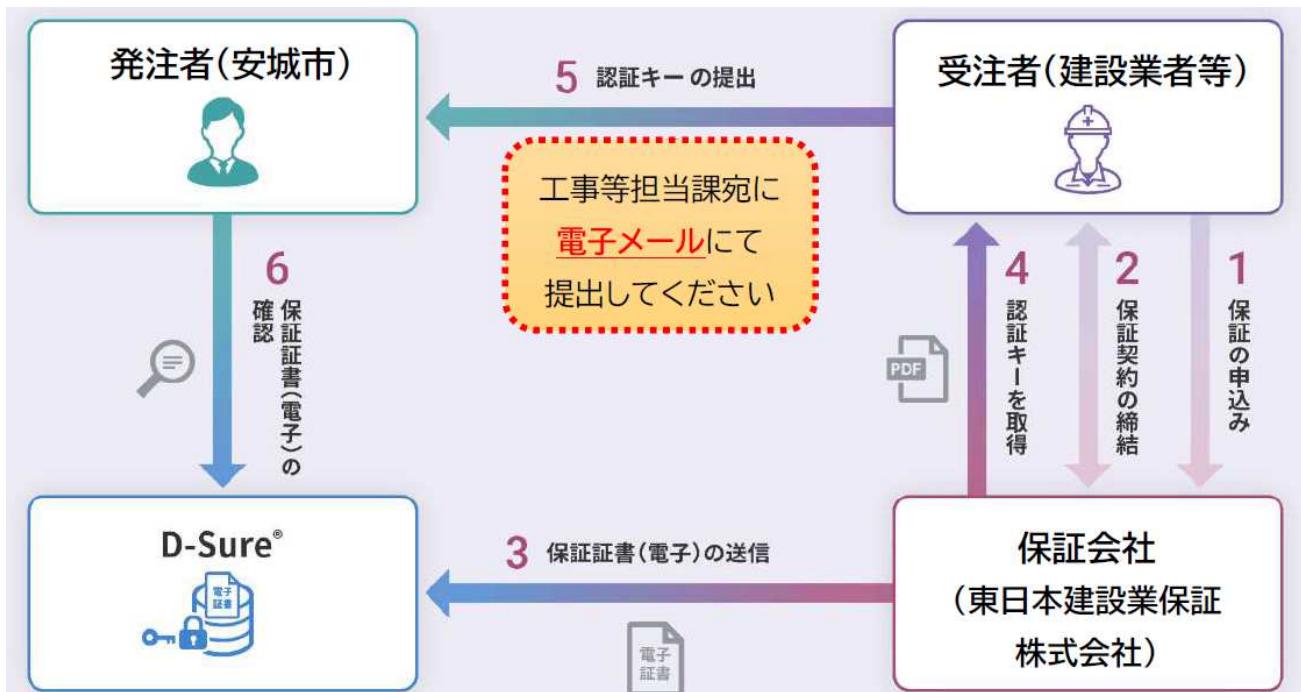
※保証会社(東日本建設業保証(株))が行う前払金等保証に係る電子保証以外は対象外です。

## 【手続き方法】

- ①保証会社から交付される「**保証契約番号**」及び「**認証キー**」が記載された PDF データを工事等担当課宛に電子メールにて提出してください。
- ②発注者にて直接「D-Sure」にアクセスし、保証契約内容を確認でき次第、前払金の支払い手続きを行います。

※別途工事等担当課に前払金請求書の提出が必要です。

### ◆イメージ図◆



【お問い合わせ先： 安城市総務部契約検査課契約係 0566-71-2211】